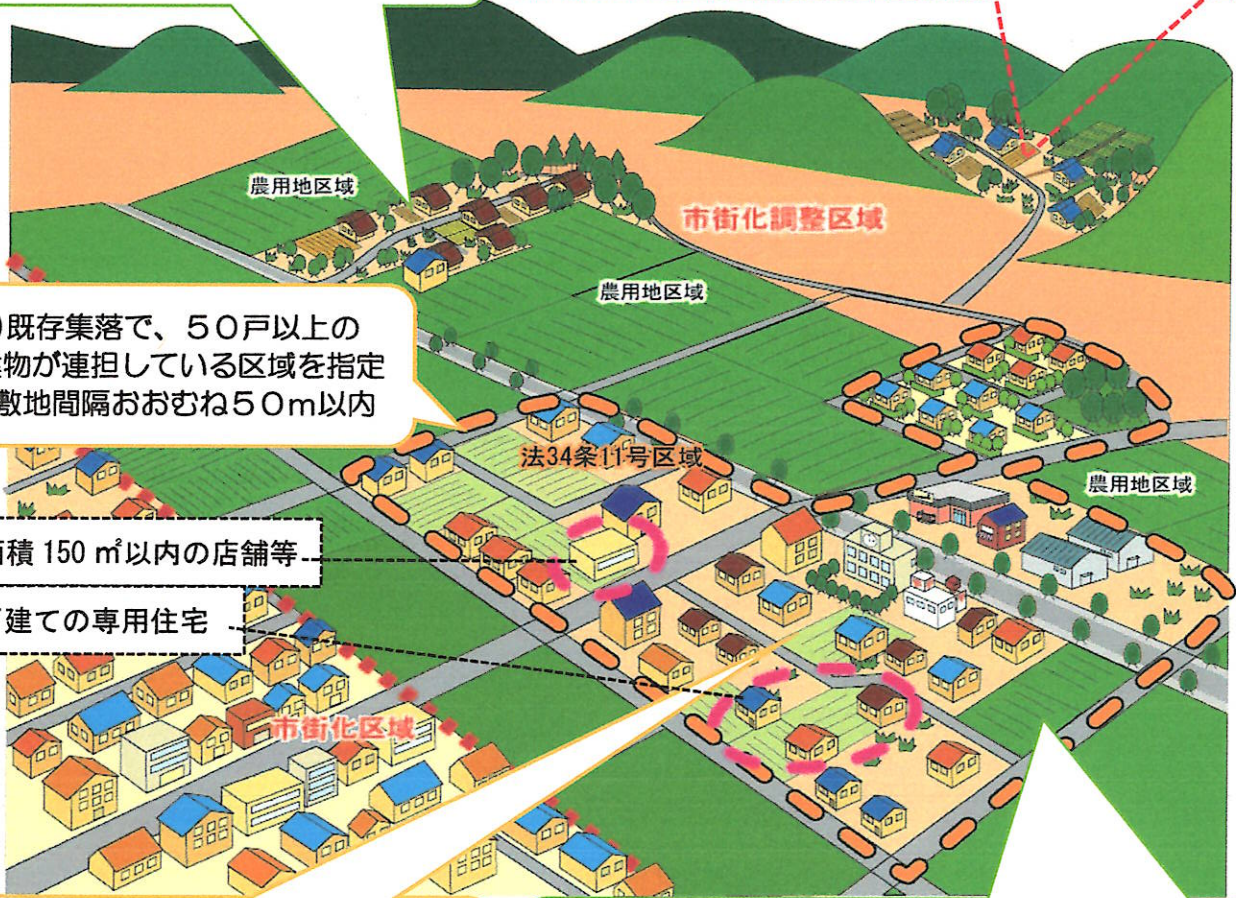


～ 区域指定のイメージ ～

※既存集落であっても
建物が「50戸に満たない」土地は除外

(ウ)保安林及び災害の発生のおそれがある土地は除外
 ・災害危険区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域
 ・浸水被害防止区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
 ・水防法の浸水想定区域のうち、浸水深3m以上の区域



(ア)既存集落で、50戸以上の
建物が連担している区域を指定
※敷地間隔おおむね50m以内

床面積 150㎡以内の店舗等
一戸建ての専用住宅

(イ)登記地目が「宅地」について指定
※但し、宅地（建物）に囲まれている
「1,000㎡未満」の空地は指定

(工)農振農用地や農地転用が見込まれない農地は除外
※宅地（建物）に囲まれている空地であっても
「1,000㎡以上」のまとまりのある空地は除外
（空地間に道路、水路等があっても寸断にならない）

～ 区域指定内に建築できるもの ～

床面積150㎡以内の店舗及び事務所等
（幅員6m以上の下水道が布設された道路へ接道）
 * 幅員6m以上の道路に接しない土地の区域の開発行為は行えない。
 * 道路の新設および下水道の本管を新設する開発行為は行えない。

一戸建の住宅
（幅員4m以上の下水道が布設された道路へ接続）
 * 幅員4m以上の道路に接しない土地の区域の開発行為は行えない。
 * 道路の新設および下水道の本管を新設する開発行為は行えない。

区域から除外された
土地であっても。。
従来の許可基準に該当
する場合であれば
「開発・建築行為」を
行うことが可能です。
～ご相談ください～
【建築指導課TEL34-3285】